訪問系サービスに係る留意事項について

# 届出に係る留意事項等について

## 1. 変更届等の提出について

※ 移動支援事業を実施している場合は、そちらの変更届等も併せて提出してください。

## (1) 変更届出書

指定事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省で定める事項に変更があったときは、変更日から10日以内に障害者支援課へ届け出る必要があります。 ※変更内容により算定される単位数が変わる場合は、併せて加算の届出も必要になります。

### 【届出期限】

変更日から10日以内

※事業所の所在地変更など、軽微な変更ではないものについては、事前に障害者支援課までご相談ください。

### 【届出書類】

- ①変更届出書(様式第3号(第5条関係))
- ②添付書類

変更内容により必要な書類が異なりますので、「**変更届に必要な書類一覧」**を確認してください。

### 【届出が必要となる事項】

- ・事業所の名称及び所在地
- ・申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- ・定款・寄附行為等及び申請者の登記事項証明書又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限る)(定款・寄附行為等は就労継続支援A型事業所のみ)
- ・事業所の平面図及び設備の概要
- ・事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、経歴及び住所
- ・運営規程などという。

## (2) 障害福祉サービス等変更届出書

事業開始届により届け出た事項に変更が生じた場合、変更日から1か月以内に、その内容 を届け出る必要があります。

※(1)の変更届に添付して提出してください。

### 【届出期限】

変更日から1か月以内

### 【届出書類】

- ①障害福祉サービス事業等変更届 (様式第38号 (第43条関係))
- ②添付書類(変更内容が確認できる書類等)

### 【届出が必要となる事項】

- ・経営者(法人)の氏名(法人名称)及び住所(主たる事務所の所在地)
- ・条例、定款その他の基本約款(当該事業に関するものに限る)
- ・職員の定数及び職務の内容
- ・主な職員の定数及び職務の内容
- ・事業を行おうとする区域
- ・当該事業の用に供する施設の名称、種類(短期入所のみ)、所在地及び利用定員(療養介護・生活介護・短期入所・重度障害者包括支援(施設を必要とするもの)・自立訓練・ 就労移行支援・就労継続支援・地域活動支援センター事業・福祉ホーム)

## (3) 従業者の職種、員数及び職務の内容の変更に伴う変更届の提出について

- ・年1回、6月中に提出してください。
  - ※管理者やサービス提供責任者が変更になった場合は10日以内に変更届の提出が必要です。
- ・利用者がいないという理由で、変更届を提出していない事業所がありますが<u>「休止届」</u>を提出していない場合は、利用者の有無に関係なく変更があれば提出が必要です。
- ・介護保険法の訪問介護等の指定を受けている事業所で、一体的に障害の居宅介護等を 実施している場合は、勤務形態表は介護保険法の訪問介護等の勤務形態表と同じもの を提出してください。(勤務形態表において、それぞれの勤務時間を按分する必要はあ りません。)

## (4) 休・廃止届、再開届

### ● 休・廃止届

事業の休止又は廃止をしようとするときには、休止又は廃止の日の<u>1</u>か月前まで(<u>※</u>)に 障害者支援課へ届け出てください。

※現にサービスを受けている利用者に対する措置等が必要のため

## ※休止できる最長の期間は、指定の有効期限までです。

### 【提出書類】

- ①廃止(休止)届出書(様式第5号(第5条関係))
- ②障害福祉サービス事業等休廃止届 (様式第38号 (第43条関係))

## ● 再開届

休止した事業を再開したときには、再開した日から<u>10日以内</u>に届出をする必要があります。

※再開にあたっては、指定基準を満たしているか等の確認をしますので、事業再開**1か月** 前にご相談ください。

### 【提出書類】

- ①再開届出書(様式第4号(第5条関係))
- ②添付書類(勤務形態一覧表など)

### 2. 指定の更新について

指定の有効期限は<u>6年</u>です。次のページに令和3年度中に有効期限を迎える事業所を掲載していますので、必ずご確認ください。

6年ごとに指定の更新を受けなければ、指定の効力はなくなります。

※更新の対象となっている事業が休止中の場合、休止のまま更新はできませんので 再開届を提出後、更新申請を行ってください。

【提出期限】指定有効期限が満了する月の前月中

(例) 令和3年9月30日が有効期限 令和3年8月1日~令和3年8月31日に提出 【提出書類】

- ①指定(更新)申請書(様式第1号(第2条)関係)
- ②添付書類 「指定障害福祉サービス事業者の指定更新に必要な様式一覧」を確認

- 4 - (訪問系サービス)

事業所番号	事業所名称	サービス種類名	指定状態	指定有効期限日
3010120479	まつい訪問看護ステーション	居宅介護	提供中	R 03/04/30
3010120479	まつい訪問看護ステーション	重度訪問介護	提供中	R 03/04/30
3010120487	訪問介護 愛心	居宅介護	提供中	R 03/04/30
3010121998	ヘルパーステーションロング	居宅介護	提供中	R 03/05/31
3010121998	ヘルパーステーションロング	重度訪問介護	提供中	R 03/05/31
3010121998	ヘルパーステーションロング	同行援護	提供中	R 03/05/31
3010100778	ヘルパーステーション ホース 2	行動援護	提供中	R 03/09/30
3010122046	ヘルパーステーションいきいき	居宅介護	提供中	R 03/09/30
3010122046	ヘルパーステーションいきいき	重度訪問介護	提供中	R 03/09/30
3010120560	ヘルパーステーションあんず	居宅介護	提供中	R 03/11/30
3010120560	ヘルパーステーションあんず	重度訪問介護	提供中	R 03/11/30
3010122111	ヘルパーステーション紙ひこうき	居宅介護	提供中	R 04/01/31
3010122111	ヘルパーステーション紙ひこうき	重度訪問介護	提供中	R 04/01/31
3010120628	ヘルパーステーションぱせり	居宅介護	提供中	R 04/02/28
3010120628	ヘルパーステーションぱせり	重度訪問介護	提供中	R 04/02/28
3010120644	オレンジコープ紀伊	居宅介護	提供中	R 04/02/28
3010120644	オレンジコープ紀伊	重度訪問介護	提供中	R 04/02/28
3010122137	ヘルパーステーション i.d.o	居宅介護	提供中	R 04/02/28
3010122137	ヘルパーステーション i.d.o	重度訪問介護	提供中	R 04/02/28

## 3. 介護給付費等の加算等に係る届出について

※注意:届出の時期により、加算項目等の算定開始時期が変わりますので、ご注意ください。

## (1)「新たに加算等を算定する」又は算定される単位数が「増える」場合

- ①届出が月の15日以前に行われた場合…翌月から算定開始
- ②届出が月の16日以降に行われた場合…翌々月から算定開始
- ③福祉・介護職員遇改善(特別)加算を算定する場合…原則、前々月の末日まで
- ※報酬改定や前年度実績に基づく加算などを年度当初にさかのぼって算定する場合は例外です。

# (2) 加算等の算定される単位数が「減る」又「算定されなくなる」場合 速やかに届け出てください。

届出の時期に関わらず、加算等の単位数が減る又は算定されなくなった事実が発生した 日から算定を行いません。

※特定事業所加算については、事実が発生した日の属する月の翌月の初日から算定を行 わないものとします。

### 【届出書類】

- ①介護給費費等の算定に係る体制等に関する届出書(様式第7号(第8条関係))
- ②介護給付費等の算定に係る体制状況一覧表(別紙1)
- ③添付書類(加算により異なるため「加算届に必要な書類一覧」よりご確認ください。)
- 1~3までの内容について、和歌山市ホームページ内に掲載しております。

和歌山市ホームページ内のどのページからでも、右上「サイト内検索」より下記に記載のページ番号で検索できます。

表題	ページ番号	
変更等に係る届出について	1009685	
指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定更新について	1009683	
休止・廃止・再開・辞退の届出ついて		
介護給付費等の加算等に係る届出について	1009696	
障害福祉サービス事業等の指定・変更・休廃止等	1000838	

## 4. 移動支援の登録等について

- ・移動支援事業を実施する際は、事前に登録が必要です(登録には2週間程度要します)。
- ・車を使用する際は道路運送法の許可が必要です。
- ・居宅介護事業等の年1回の人員の変更届を提出する際、移動支援についても同様に変更届 を提出してください。(休止・廃止届も同様)
- ・移動支援の勤務形態表は、居宅介護と同じものを提出してください。

## 5. 同行援護の従業者及びサービス提供責任者の資格要件について

- ・従業者について、研修を受講していない場合は実務経験が必要です。 実務経験に含まれるのは視覚障害児者に対する直接処遇業務のみです。
- ・実務経験証明書の業務内容欄には、視覚障害児者の直接支援業務に携わったことが分かるような記載をお願いします。

### 【記載例】「視覚障害者に対する介護業務」等

- ※「障害児者に対する介護業務」のような記載では、視覚障害に係る実務経験の日数要件を満たしているか確認できないため不十分です。
- ・実務経験証明書には、**従事日数を必ず記載**してください。 実務経験は「1年以上」必要(従事期間が1年以上かつ従事日数が180日以上)

## 同行援護従事者資格要件

### 【サービス提供責任者の要件】

- ·介護福祉士
- •実務者研修修了者
- ·介護職員基礎研修修了者
- •居宅介護従業者養成研修1級課程修了者
- 居宅介護職員初任者研修課程または居宅介護従業者養成 研修2級課程修了者で、3年以上介護等の業務に従事した者

同行援護従業者養成研修 (一般課程+応用課程)の 修了者

<u>※以下に記載する「知事が認める研修」でも可</u>

又は

国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者

## 【 従 業 者 (ヘルパー)の 要 件 】 -

## 同行援護従業者養成研修 (一般課程)の修了者

※以下に記載する「知事が認める研修」でも可

又は

居宅介護従業者の要件を満たす者

\_

1年以上の視覚障害(直接処遇)に関する実務経験 (実際従事した日数が180日以上)

又は

国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者

#### ※知事が認める研修

- 1 下記研修を修了していれば、同行援護従事者養成研修(一般課程)を修了したものとみなします。
  - · 視覚障害者移動支援従業者養成研修
  - · 視覚障害者移動介護従事者養成研修
  - ・ガイドヘルパー養成研修重度視覚障害者(養成)研修課程
  - ・視覚障害者外出介護従業者養成研修(大阪府知事及び大阪府指定研修事業所が実施したものに限る)
- 2 下記研修を修了していれば、同行援護従事者養成研修(一般課程+応用課程)を修了したものとみなします。
  - 視覚障害者移動支援事業従業者資質向上研修

- 6. 行動援護従業者及びサービス提供責任者の資格要件について
- ・実務経験が必須です。実務経験に含まれるのは<u>知的障害児者や精神障害者に対する直接</u> 処遇業務のみです。
- ・実務経験証明書の業務内容欄には、知的障害者・知的障害児または精神障害者の直接支援業務に携わったことが分かるような記載をお願いします。

### 【記載例】「知的障害者及び精神障害者に対する介護業務」等

- ※「障害児者に対する介護業務」のような記載では、知的障害や精神障害に係る実務経験の日数要件を満たしているか確認できないため不十分です。
- ・実務経験証明書には、**従事日数を必ず記載**してください。 実務経験の年数は、次のとおりである必要があります。
  - 「1年以上」従事期間が1年以上かつ従事日数が180日以上
  - 「2年以上」従事期間が3年以上かつ従事日数が360日以上
  - 「3年以上」従事期間が3年以上かつ従事日数が540日以上
  - 「5年以上」従事期間が5年以上かつ従事日数が900日以上

### 【資格要件に係る経過措置について】

行動援護従業者及びサービス提供責任者の資格要件に係る経過措置として、<u>令和6年3月31日まで</u>の間は、研修を修了していない場合でも、居宅介護従業者の要件を満たす者であって、一定の実務経験を有する者は、行動援護の従業者及びサービス提供責任者として従事できることとされていますが、経過措置終了後も行動援護のサービス供給量が適切に確保されるよう、従業者の研修受講に努めていただきますようお願いいたします。

## 行動援護従事者資格要件

## 【サービス提供責任者の要件】 -

- •行動援護従業者養成研修課程修了者
- ・強度行動障害支援者養成研修(基礎研修及び実践研修)修了者

**3年以上**の知的または精神障害 (直接処遇)に関する実務経験 (実際従事した日数が540日以上)

- ─ ─ 経過措置(令和6年3月31日までは以下の者でも可) ─ ─ ─ ─ ─
  - ·介護福祉士
  - 実務者研修修了者
  - ·介護職員基礎研修修了者
  - -居宅介護従業者養成研修1級課程修了者
  - ・居宅介護職員初任者研修課程または居宅 介護従業者養成研修2級課程修了者で、3 年以上介護等の業務に従事した者

**5年以上**の知的または精神障害 (直接処遇)に関する実務経験 (実際従事した日数が900日以上)

## -【 従 業 者 (ヘルパー)の 要 件 】 ---

- •行動援護従業者養成研修課程修了者
- ・強度行動障害支援者養成研修(基礎研修及び実践研修)修了者

1年以上の知的または精神障害 (直接処遇)に関する実務経験 (実際従事した日数が180日以上)

─ ─ 経過措置(令和6年3月31日までは以下の者でも可) ─ -

+

+

居宅介護従業者の要件を満たす者

<u>2年以上</u>の知的または精神障害 (直接処遇)に関する実務経験 (実際従事した日数が360日以上)

## 7. 自動車による移送を伴うサービスの実施について

居宅介護における「通院等乗降介助」のサービスを提供するには、道路運送法上の許可を 受けた上で、障害者支援課と<u>事前協議</u>を行い、「通院等乗降介助」の指定を受ける必要があ りますので、実施を希望する場合は事前にご連絡ください。

また、居宅介護における「通院等介助」のほか、重度訪問介護、同行援護、行動援護、並びに地域生活支援事業における移動支援のサービスを提供する際、ヘルパー自ら運転する車両で、利用者に移送を伴うサービスを実施する場合においても、「通院等乗降介助」の指定を受けた上で実施してください。

※次のページから通院等乗降介助の指定を受けている事業所を掲載していますので確認してください。

一覧に事業所名がなく、現在、車を使ってサービスを実施している場合は、早急に事前協議を行い、指定を受けてください。

# 通院等乗降介助の登録を受けている事業所一覧 (休止中を除く) (R3.3.1 時点)

	事業所名
1	空いろ介護サービス
2	訪問介護サービスカインド
3	ケアランド和歌山
4	彩園
5	ハッピーステーション
6	居宅介護事業所 あんしあなとう
7	紀三井寺苑
8	特定非営利活動法人自立生活応援センターわかやま
9	ヘルパーステーションカーム
10	ヘルパーステーションあんあん
11	楠見ホームヘルパーステーションすずらん
12	ヘルパーステーション ハートフル
13	訪問介護ステーション菜の華
14	ヘルパーステーションクローバー
15	ヘルパーステーションたいよう
16	ヘルパーステーションひまわり
17	有限会社ほほえみ
18	介護ステーションアトム
19	ヘルパーステーション コスモス
20	和 (なごみ) ヘルパーステーション
21	ヘルパーステーション アローズ
22	有交れもんケアステーション

23	つくし介護センター
24	ホームヘルパー 雪うさぎ
25	アプリ株式会社 訪問介護事業部
26	ヘルパーステーションさくら
27	訪問介護 愛心
28	ヘルパーステーションぱせり
29	有限会社成介
30	訪問介護センターやわらぎ
31	ヘルパーステーション エレック
32	訪問介護リーフ
33	ヘルパーステーションロング
34	ヘルパーステーション i. d. o
35	トータルケア YMA
36	在宅ケアセンターしあわせヘルパーステーション
37	ヘルパーステーションつるかめ
38	訪問サービスステーションLifeCall
39	ヘルパーステーションたいようⅡ